

令和7年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 12 日 提 案 分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	1
2 職員の退職手当に関する条例 新旧対照表	2
3 神奈川県行政機関設置条例 新旧対照表	4
4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例関連 の給料表・新旧対照表	5
5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	23
6 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表.....	31
7 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表.....	46
8 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例 新旧対照表.....	49

1 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員の 数	附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員の 数
知事	(削 除)			知事	神奈川 県統計 報告調 整審議 会	神奈川県が行う各種統計 事務につき知事その他の 執行機関（公安委員会を 除く。）の諮問に応じて 調査審議し、その結果を 報告し、又は意見を建議 すること。	15人以 内
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(削 除)				神奈川 県宅地 建物取 引業審 議会	宅地建物取引業法（昭和 27年法律第176号）第73 条の規定に基づき、宅地 建物取引業に関する重要 事項につき、知事の諮問 に応じて調査審議し、そ の結果を報告し、又は意 見を建議すること。	9人以 内
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第9条（略） （失業者の退職手当） 第10条（略） 2～9（略）	第1条～第9条（略） （失業者の退職手当） 第10条（略） 2～9（略）
10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。 (1)～(3)（略） (4) <u>安定した職業に就いた者</u> については、就業促進手当 (5)・(6)（略）	10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。 (1)～(3)（略） (4) <u>職業</u> に就いた <u>もの</u> については、就業促進手当 (5)・(6)（略）
11～15（略） 第11条～第20条（略） 附 則 1～9（略）	11～15（略） 第11条～第20条（略） 附 則 1～9（略）
10 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号） <u>附則別表</u> の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	10 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号） <u>附則別表第1</u> の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
11・12（略）	11・12（略）
13 <u>令和9年3月31日</u> 以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中	13 <u>令和7年3月31日</u> 以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

改正	現行
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。 14～26 （略）	「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。 14～26 （略）

3 神奈川県行政機関設置条例（昭和 31 年神奈川県条例第 31 号）新旧対照表

改 正			現 行		
第 1 条・第 2 条 （略） （県税事務所） 第 3 条 （略） 2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第 1 条・第 2 条 （略） （県税事務所） 第 3 条 （略） 2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
神奈川県川崎県税事務所	川崎市川崎区富士見 1 丁目 1 番 2 号	(略)	神奈川県川崎県税事務所	川崎市川崎区東田町 8 番地	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 条～第 17 条 （略）			第 4 条～第 17 条 （略）		

4 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表

行政職給料表 (1) (令和7年度の改定)

※ 「改定額」は附則第2項による号給の切替え後との差

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500		230,000		<u>265,300</u>	4,000	<u>298,800</u>	11,500	<u>321,300</u>	11,500
	2	184,600		231,500		<u>266,300</u>	3,000	<u>300,300</u>	9,900	<u>323,100</u>	9,800
	3	185,800		233,000		<u>267,300</u>	2,000	<u>301,800</u>	8,400	<u>324,900</u>	8,100
	4	186,900		234,500		<u>268,300</u>	1,000	<u>303,200</u>	6,900	<u>326,600</u>	6,600
	5	188,000		236,000		269,300		<u>304,600</u>	5,400	<u>328,300</u>	5,200
	6	189,700		237,500		270,300		<u>305,700</u>	3,900	<u>330,000</u>	3,900
	7	191,300		239,000		271,300		<u>306,700</u>	2,500	<u>331,700</u>	2,600
	8	192,900		240,500		272,300		<u>307,900</u>	1,200	<u>333,400</u>	1,300
	9	194,500		242,000		273,300		309,100		335,000	
	10	196,200		243,400		274,300		310,700		336,700	
	11	197,800		244,800		275,300		312,300		338,400	
	12	199,400		246,200		276,400		313,900		340,000	
	13	201,000		247,400		277,400		315,400		341,500	
	14	202,700		248,600		278,700		317,000		343,100	
	15	204,400		249,800		280,000		318,600		344,700	
	16	206,100		251,000		281,200		320,200		346,200	
	17	207,400		252,100		282,500		321,700		347,600	
	18	209,000		253,200		283,800		323,400		349,300	
	19	210,600		254,300		285,000		325,000		350,900	
	20	212,100		255,400		286,200		326,600		352,500	
	21	213,600		256,400		287,300		328,000		353,700	
	22	215,200		257,400		288,500		329,700		355,200	
	23	216,800		258,400		289,800		331,400		356,700	
	24	218,400		259,400		291,100		333,000		358,200	
	25	220,000		260,400		292,400		334,200		359,900	
	26	221,700		261,300		293,400		336,100		361,700	
	27	223,000		262,200		294,400		337,800		363,400	
	28	224,300		263,100		295,500		339,400		365,100	
	29	225,600		263,900		296,600		340,900		366,500	
	30	226,700		264,700		297,800		342,500		367,800	
	31	227,800		265,500		298,900		344,100		369,000	
	32	228,900		266,300		300,100		345,700		370,400	
	33	230,000		267,000		301,300		347,400		371,500	
	34	231,100		267,800		302,600		349,200		372,400	
	35	232,200		268,600		303,900		351,000		373,400	
	36	233,300		269,300		305,200		352,800		374,500	
	37	234,400		270,000		306,500		354,300		375,300	
	38	235,400		270,800		307,800		355,700		376,200	
	39	236,400		271,600		309,100		357,100		377,100	
	40	237,300		272,300		310,400		358,500		377,900	
	41	238,200		273,000		311,700		360,000		378,700	
	42	239,100		273,800		313,000		360,800		379,500	
	43	239,900		274,600		314,300		361,800		380,300	
	44	240,700		275,300		315,400		362,800		381,000	

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	241,400		276,000		316,300		363,700		381,700	
	46	242,000		276,700		317,600		364,800		382,400	
	47	242,600		277,400		318,900		365,700		383,100	
	48	243,200		278,100		320,200		366,700		383,800	
	49	243,800		278,800		321,400		367,600		384,300	
	50	244,400		279,500		322,700		368,300		384,900	
	51	245,000		280,200		323,900		369,000		385,500	
	52	245,500		280,900		325,100		369,600		386,200	
	53	246,000		281,500		326,400		370,000		386,600	
	54	246,400		282,200		327,500		370,600		387,200	
	55	246,700		282,800		328,600		371,300		387,800	
	56	247,000		283,500		329,700		372,000		388,300	
	57	247,300		284,100		330,400		372,300		388,700	
	58	247,600		284,800		331,300		373,000		389,300	
	59	247,900		285,400		332,000		373,700		389,900	
	60	248,200		286,100		332,800		374,300		390,400	
	61	248,500		286,700		333,600		374,600		390,800	
	62	248,800		287,400		334,000		375,100		391,300	
	63	249,100		288,000		334,600		375,700		391,800	
	64	249,400		288,500		335,300		376,300		392,400	
	65	249,700		289,000		336,100		376,600		392,700	
	66	250,000		289,600		336,800		377,200		393,100	
	67	250,300		290,100		337,500		377,900		393,500	
	68	250,600		290,700		338,100		378,500		393,900	
	69	250,900		291,200		338,600		378,900		394,200	
	70	251,200		291,700		339,200		379,400		394,500	
	71	251,500		292,300		339,700		380,000		394,800	
	72	251,800		292,900		340,300		380,500		395,000	
	73	252,100		293,400		340,600		381,000		395,200	
	74	252,400		293,900		341,100		381,600		395,500	
	75	252,700		294,300		341,500		382,100		395,800	
	76	253,000		294,600		341,900		382,400		396,000	
	77	253,300		294,800		342,300		382,800		396,200	
	78	253,600		295,100		342,800		383,300		396,500	
	79	253,900		295,300		343,300		383,700		396,800	
	80	254,200		295,600		343,800		384,100		397,000	
	81	254,500		295,800		344,100		384,500		397,200	
	82	254,800		296,000		344,500		385,000		397,500	
	83	255,100		296,300		344,900		385,400		397,800	
	84	255,400		296,500		345,300		385,800		398,000	
	85	255,700		296,800		345,600		386,100		398,200	
	86	256,000		297,100		346,000		386,600		398,500	
	87	256,300		297,400		346,400		387,000		398,800	
	88	256,600		297,700		346,800		387,400		399,000	

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	256,900		298,000		347,000		387,700		399,200	
	90	257,200		298,300		347,400		388,200		399,500	
	91	257,500		298,600		347,800		388,600		399,800	
	92	257,800		299,000		348,200		389,000		400,000	
	93	258,100		299,200		348,400		389,300		400,200	
	94			299,400		348,800		389,800			
	95			299,700		349,200		390,200			
	96			300,100		349,500		390,600			
	97			300,300		349,800		390,900			
	98			300,600		350,200					
	99			301,000		350,600					
	100			301,400		351,000					
	101			301,600		351,500					
	102			301,900		351,900					
	103			302,200		352,300					
	104			302,500		352,700					
	105			302,700		353,200					
	106			303,000		353,600					
	107			303,300		353,900					
	108			303,600		354,200					
	109			303,800		354,700					
	110			304,200							
	111			304,600							
	112			304,900							
	113			305,100							
	114			305,300							
	115			305,600							
	116			306,000							
	117			306,200							
	118			306,400							
	119			306,700							
	120			307,000							
	121			307,400							
	122			307,600							
	123			307,900							
	124			308,200							
	125			308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		192,000		239,800		260,000		279,700		294,900	

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>355,200</u>	20,200	<u>408,300</u>	34,900	<u>458,300</u>	42,700～0	<u>510,200</u>	44,700～0	550,800	21,800～0
	2	<u>356,900</u>	18,300	<u>410,200</u>	32,300	<u>463,800</u>	4,000～0	<u>517,100</u>	5,500～0	558,000	5,400～0
	3	<u>358,500</u>	16,500	<u>412,100</u>	30,000	<u>468,800</u>	3,800～0	<u>522,300</u>	3,700～0	564,100	4,700～0
	4	<u>360,100</u>	14,700	<u>413,900</u>	27,800	<u>473,500</u>	4,000～0	<u>526,600</u>	3,100～0	<u>569,100</u>	4,100～ 2,300
	5	<u>361,700</u>	13,000	<u>415,700</u>	25,900	<u>477,500</u>	3,500～ 2,500	<u>530,100</u>	2,600～0	573,100	
	6	<u>363,500</u>	11,300	<u>417,500</u>	23,600	481,000		<u>533,400</u>	2,600～0	576,100	
	7	<u>365,000</u>	9,700	<u>419,300</u>	21,500	484,000		<u>536,400</u>	2,400～ 1,900	578,600	
	8	<u>366,600</u>	8,000	<u>421,100</u>	19,500	486,500		538,900		580,600	
	9	<u>368,000</u>	6,400	<u>422,700</u>	17,500	488,500		540,900			
	10	<u>369,600</u>	4,700	<u>424,200</u>	15,200						
	11	<u>371,200</u>	3,100	<u>425,700</u>	13,000						
	12	<u>372,700</u>	1,500	<u>427,200</u>	10,800						
	13	374,600		<u>428,700</u>	8,600						
	14	376,500		<u>430,000</u>	6,300						
	15	378,400		<u>431,300</u>	4,100						
	16	380,200		<u>432,500</u>	1,800						
	17	381,700		433,700							
	18	383,500		435,000							
	19	385,200		436,300							
	20	386,800		437,500							
	21	388,500		438,700							
	22	389,900		439,500							
	23	391,300		440,300							
	24	392,700		441,100							
	25	394,100		441,700							
	26	395,300		442,300							
	27	396,500		442,900							
	28	397,500		443,500							
	29	398,600		444,200							
	30	399,800		445,000							
	31	400,900		445,400							
	32	402,000		446,100							
	33	402,700		446,600							
	34	403,400		447,000							
	35	404,100		447,400							
	36	404,800		447,800							
	37	405,400		448,200							
	38	406,000		448,600							
	39	406,500		449,000							
	40	406,900		449,300							
	41	407,300		449,600							
	42	407,500		450,000							
	43	407,800		450,300							
	44	408,100		450,600							

職員の区分	職務の級	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
	号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	408,400		450,900							
	46	408,700		451,300							
	47	409,000		451,600							
	48	409,300		451,900							
	49	409,500		452,200							
	50	409,800									
	51	410,100									
	52	410,400									
	53	410,600									
	54	410,900									
	55	411,200									
	56	411,500									
	57	411,700									
	58	412,000									
	59	412,300									
	60	412,500									
	61	412,700									
	62	413,000									
	63	413,300									
	64	413,500									
	65	413,700									
	66	414,000									
	67	414,300									
	68	414,500									
	69	414,700									
	70	415,000									
	71	415,300									
	72	415,500									
	73	415,700									
	74	416,000									
	75	416,300									
	76	416,500									
	77	416,700									
	78	417,000									
	79	417,300									
	80	417,500									
	81	417,700									
	82										
	83										
	84										
	85										
	86										
	87										
	88										

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89										
	90										
	91										
	92										
	93										
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
定年再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		320,600		362,700		396,200		448,000		528,700	

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表
 〈本則関係〉

改 正	現 行
第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準） 第5条（略） 2・3（略） 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 下に掲げる <u>職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級</u> <u>であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「0」とする。</u> <u>(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> <u>(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u> 6～9（略） 第6条～第7条の3（略） （削除） <u>（扶養手当）</u>	第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準） 第5条（略） 2・3（略） 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 <u>55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「0」とする。</u> 6～9（略） 第6条～第7条の3（略） <u>（扶養手当）</u> <u>（新設）</u>

改 正	現 行
第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号まで</u> のいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 <u> </u> に対しては、支給しない。	第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号まで</u> のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 <u>（以下「行(1)9級以上職員等」という。）</u> に対しては、支給しない。
2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （削除）	2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>
<u>(1)～(4) （略）</u> <u>(5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。）</u>	<u>(2)～(5) （略）</u> <u>(6) 心身に著しい障害がある者（第1号から第5号までに該当する者を除く。）</u>
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については7,400円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行(1)8級職員等」という。）にあつては、3,700円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち1人については1万200円（職員に配偶者がいない場合にあつては、1万5,200円）とし、扶養親族たる子が2人以上ある場合についてはそのうち1人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族においては、1人につき7,000円（行(1)8級職員等にあつては、3,500円）とする。 <u>(1) 扶養親族たる子が2人ある場合 1万1,000円</u> <u>(2) 扶養親族たる子が3人以上ある場合 そのうち1人については1万1,000円、その他の子については1人につき1万2,000円</u>

改 正	現 行
4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、7,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	（新設）
第9条 削除	第9条 新たに職員となつた者に扶養親族（行(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行(1)9級以上職員等から行(1)9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。） (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。） (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

改 正	現 行
	2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、行(1)9級以上職員等から行(1)9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行(1)9級以上職員等以外の職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが行(1)9級以上職員等となつた場合においてはその職員が行(1)9級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合にお</u>

改 正	現 行
(地域手当) 第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額とする。 3 (略) 第9条の3 (略) (住居手当) 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに	ける当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族（行(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u> (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)9級以上職員等が行(1)9級以上職員等以外の職員となつた場合</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員等が行(1)8級職員等及び行(1)9級以上職員等以外の職員となつた場合</u> (5) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)9級以上職員等以外のものが行(1)9級以上職員等となつた場合</u> (6) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員等及び行(1)9級以上職員等以外のものが行(1)8級職員等となつた場合</u> (7) <u>扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u> (8) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1項第1号に該当する場合を除く。）</u> 4 <u>前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u> (地域手当) 第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.35</u>を乗じて得た額とする。 3 (略) 第9条の3 (略) (住居手当) 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに

改 正	現 行
該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事</u> <u>情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が 居住するための住宅(県が設置する公舎その 他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を 借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支 払っているもの又はこれらのものとの権衡上 必要があると認められるものとして人事委員 会規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第9条の5 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間に つき、人事委員会規則で定めるところにより 算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要 する運賃等の額に相当する額(次項及び第5 項において「運賃等相当額」という。) (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用 せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩 により通勤するものとした場合の通勤距離、 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離 等の事情を考慮して人事委員会規則で定める 区分に応じ、前2号に定める<u>額の合計額</u> _____ _____ _____ _____ _____	該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ _____ _____ _____ _____が 居住するための住宅(県が設置する公舎その 他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を 借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支 払っているもの又はこれらのものとの権衡上 必要があると認められるものとして人事委 員会規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第9条の5 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間に つき、人事委員会規則で定めるところにより 算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要 する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等 相当額」_____ _____)という。)。た だし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で</u> <u>除して得た額</u>(以下「1箇月当たりの運賃等 相当額」という。))が4万5,000円を超える ときは、<u>支給単位期間につき、その額と4万</u> <u>5,000円との差額から300円を差し引いた額</u> <u>(その額と4万5,000円との差額の2分の1</u> <u>が300円に満たないときは、その額と4万</u> <u>5,000円との差額の2分の1)を4万5,000円</u> <u>に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて</u> <u>得た額</u> (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用 せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩 により通勤するものとした場合の通勤距離、 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離 等の事情を考慮して人事委員会規則で定める 区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当 たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計 額(以下この号において「合計額」とい う。))が4万5,000円を超えるときは、前号 に定める額は、同号の規定にかかわらず、同 号に定める額から300円(合計額と4万5,000

改 正	現 行
_____、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）_____を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u> (2) （略） 4 前項の規定は、新たに_____	円との差額の2分の1が300円に満たないときは、合計額と4万5,000円との差額の2分の1）を差し引いた額とする。）_____、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下_____「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下_____同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。 (1) <u>新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) （略） 4 前項の規定は、<u>任命権者の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する</u>

改 正	現 行
給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等 を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。	者その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	（新設）
6～9 （略） （単身赴任手当） 第9条の6 （略） 2 （略） 3 新たに 給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員	5～8 （略） （単身赴任手当） 第9条の6 （略） 2 （略） 3 任命権者の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員

改 正	現 行
との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 ４ （略） 第９条の７～第１３条 （略） （時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例） 第１３条の２ 前３条の場合において、職員が_____初任給調整手当、_____在宅勤務等手当、_____特殊勤務手当のうち月額の特種勤務手当、_____特地勤務手当、寒冷地手当若しくは_____農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員であるとき又は職員の勤務が_____特殊勤務手当（月額のものを除く。）の支給対象となる勤務若しくはこれと同様な勤務で人事委員会規則で定める勤務であるときは、勤務１時間につき前３条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 第１４条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第１４条の２ _____管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２ 前項に規定する場合のほか、_____管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の_____午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ３ 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）とする。	との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 ４ （略） 第９条の７～第１３条 （略） （時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例） 第１３条の２ 前３条の場合において、職員が第７条の３の規定による初任給調整手当、第９条の７の規定による在宅勤務等手当、第１０条の規定による特殊勤務手当のうち月額の特種勤務手当、第１０条の２の規定による特地勤務手当_____若しくは第１７条の２の規定による農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員であるとき又は職員の勤務が第１０条の規定による特殊勤務手当（月額のものを除く。）の支給対象となる勤務若しくはこれと同様な勤務で人事委員会規則で定める勤務であるときは、勤務１時間につき前３条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 第１４条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第１４条の２ 第７条の２に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２ 前項に規定する場合のほか、第７条の２に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間_____であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ３ 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。

改 正	現 行
(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額_____ _____ _____ (2) (略) 4 (略) 第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 (略) 第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額） (2) (略) 4 (略) 第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 (略) 第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改 正	現 行
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 第16条の2 （略） （寒冷地手当） 第17条 （略） 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を含まないものとする。）にあつては<u>2万9,400円</u>、その他の世帯主である職員にあつては<u>1万6,200円</u>を、その他の職員にあつては<u>1万1,500円</u>を超えない範囲内で地域ごとに人事委員会規則で定める額とする。 3・4 （略） 第17条の2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第17条の3 第7条の3 及び第8条 _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第18条・第18条の2 （略） （会計年度任用職員の給料及び手当） 第18条の3 （略） 2～4 （略） 5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 第16条の2 （略） （寒冷地手当） 第17条 （略） 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を含まないものとする。）にあつては<u>2万6,000円</u>、その他の世帯主である職員にあつては<u>1万4,500円</u>を、その他の職員にあつては<u>9,800円</u>を超えない範囲内で地域ごとに人事委員会規則で定める額とする。 3・4 （略） 第17条の2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第17条の3 第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2 及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第18条・第18条の2 （略） （会計年度任用職員の給料及び手当） 第18条の3 （略） 2～4 （略） 5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、初任給調整手当、地域手当、通勤手当 _____、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務

改 正	現 行
手当、宿日直手当、期末手当又は勤勉手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他任命権者が定める者に限り、支給する。 6・7 (略) 第19条～第22条 (略)	手当、宿日直手当、期末手当又は勤勉手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他任命権者が定める者に限り、支給する。 6・7 (略) 第19条～第22条 (略)

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

〈附則第9項関係〉

改 正	現 行																														
第 1 条～第25条 （略） （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例） 第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第 1 条～第25条 （略） （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例） 第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第17条の3</td><td>第7条の3 及び第8条</td><td>第8条、第9条の4、第9条の6及び第17条</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	第17条の3	第7条の3 及び第8条	第8条、第9条の4、第9条の6及び第17条										<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第17条の3</td><td>第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条</td><td>第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	第17条の3	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条									
(略)	(略)	(略)																													
第17条の3	第7条の3 及び第8条	第8条、第9条の4、第9条の6及び第17条																													
(略)	(略)	(略)																													
第17条の3	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条																													
第27条～第34条 （略）	第27条～第34条 （略）																														

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第7条（略） （休暇の種類） 第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 （1）～（9）（略） <u>（10）子の看護等休暇</u> （11）～（17）（略） 2（略） （年次休暇） 第9条（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）</u>とする。 3 <u>5月以降</u>において、新たに職員となつた者のその<u>年度の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。 4・5（略） 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。 第10条～第15条（略） （ボランティア休暇） 第15条の2（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 第15条の3（略） <u>（子の看護等休暇）</u> 第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の<u>看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日）の範囲内で、子の看護等休暇</u>を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 <u>子の看護等休暇</u>は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員	第1条～第7条（略） （休暇の種類） 第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 （1）～（9）（略） <u>（10）子の看護休暇</u> （11）～（17）（略） 2（略） （年次休暇） 第9条（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 <u>2月以降</u>において、新たに職員となつた者のその<u>年の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。 4・5（略） 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。 第10条～第15条（略） （ボランティア休暇） 第15条の2（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 第15条の3（略） <u>（子の看護休暇）</u> 第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の<u>看護の</u> _____ために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日）の範囲内で、<u>子の看護休暇</u>を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 <u>子の看護休暇</u>は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員

改 正	現 行
がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。 第15条の5 (略) (短期介護休暇) 第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者<u>(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。 (不妊治療休暇) 第15条の7 (略) 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 (略) 第16条～第16条の3 (略) (子育て部分休暇) 第16条の4 任命権者は、職員_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。 2・3 (略) 第17条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。 第15条の5 (略) (短期介護休暇) 第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。 (不妊治療休暇) 第15条の7 (略) 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 (略) 第16条～第16条の3 (略) (子育て部分休暇) 第16条の4 任命権者は、職員<u>(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(第18条の2において「育児短時間勤務職員等」という。))</u>その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。)が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。 2・3 (略) 第17条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

改 正	現 行
第17条の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 (略) 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育</u>」とあり、<u>及び前2項</u> <u>中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 第17条の3・第18条 (略) <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> 第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、<u>当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 任命権者は、職員に対して、<u>当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、<u>当該職員が不利益な</u>	第17条の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u> <u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 (略) 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育</u>」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 第17条の3・第18条 (略) (新設)

改 正	現 行																																																
<u>取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (育児短時間勤務職員等の勤務時間等) <u>第18条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</u> 第19条・第20条 （略） 別表第1（第9条関係） 新規採用者年次休暇表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用月</th><th>休暇日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5月</td><td>18日</td></tr> <tr><td>6月</td><td>17日</td></tr> <tr><td>7月</td><td>15日</td></tr> <tr><td>8月</td><td>13日</td></tr> <tr><td>9月</td><td>12日</td></tr> <tr><td>10月</td><td>10日</td></tr> <tr><td>11月</td><td>8日</td></tr> <tr><td>12月</td><td>7日</td></tr> <tr><td>1月</td><td>5日</td></tr> <tr><td>2月</td><td>3日</td></tr> <tr><td>3月</td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 （略）	採用月	休暇日数	5月	18日	6月	17日	7月	15日	8月	13日	9月	12日	10月	10日	11月	8日	12月	7日	1月	5日	2月	3日	3月	2日	(新設) (育児短時間勤務職員等の勤務時間等) <u>第18条の2 育児短時間勤務職員等</u> _____の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。 第19条・第20条 （略） 別表第1（第9条関係） 新規採用者年次休暇表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用月</th><th>休暇日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2月</td><td>18日</td></tr> <tr><td>3月</td><td>17日</td></tr> <tr><td>4月</td><td>15日</td></tr> <tr><td>5月</td><td>13日</td></tr> <tr><td>6月</td><td>12日</td></tr> <tr><td>7月</td><td>10日</td></tr> <tr><td>8月</td><td>8日</td></tr> <tr><td>9月</td><td>7日</td></tr> <tr><td>10月</td><td>5日</td></tr> <tr><td>11月</td><td>3日</td></tr> <tr><td>12月</td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 （略）	採用月	休暇日数	2月	18日	3月	17日	4月	15日	5月	13日	6月	12日	7月	10日	8月	8日	9月	7日	10月	5日	11月	3日	12月	2日
採用月	休暇日数																																																
5月	18日																																																
6月	17日																																																
7月	15日																																																
8月	13日																																																
9月	12日																																																
10月	10日																																																
11月	8日																																																
12月	7日																																																
1月	5日																																																
2月	3日																																																
3月	2日																																																
採用月	休暇日数																																																
2月	18日																																																
3月	17日																																																
4月	15日																																																
5月	13日																																																
6月	12日																																																
7月	10日																																																
8月	8日																																																
9月	7日																																																
10月	5日																																																
11月	3日																																																
12月	2日																																																

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第4条 （略） (休暇の種類) 第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(9) （略） <u>(10) 子の看護等休暇</u> (11)～(17) （略） 2 （略） (年次休暇) 第6条 （略）	第1条～第4条 （略） (休暇の種類) 第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(9) （略） <u>(10) 子の看護休暇</u> (11)～(17) （略） 2 （略） (年次休暇) 第6条 （略）

改 正	現 行
2 前項に規定する1年とは、<u>4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）</u>とする。 3 <u>5月</u>以降において、新たに職員となつた者の<u>その年度の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。 4・5 （略） 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。 第7条～第12条 （略） （ボランティア休暇） 第12条の2 （略） 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 第12条の3 （略） <u>（子の看護等休暇）</u> 第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の<u>看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日）の範囲内で、子の看護等休暇</u>を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 <u>子の看護等休暇</u>は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。 第12条の5 （略） （短期介護休暇） 第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第15条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認め	2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u> とする。 3 <u>2月</u>以降において、新たに職員となつた者の<u>その年の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。 4・5 （略） 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。 第7条～第12条 （略） （ボランティア休暇） 第12条の2 （略） 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 第12条の3 （略） <u>（子の看護休暇）</u> 第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の<u>看護の</u> <u>ために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日）の範囲内で、子の看護休暇</u>を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 <u>子の看護休暇</u>は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。 第12条の5 （略） （短期介護休暇） 第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者 <u>で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を</u>行うため、勤務しないことが相当であると認め

改 正	現 行
られる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。 （不妊治療休暇） 第12条の7 （略） 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 （略） 第13条～第13条の3 （略） （子育て部分休暇） 第13条の4 教育委員会は、職員_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。 2・3 （略） 第14条 （略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第14条の2 （略） 2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 （略） 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の	られる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。 （不妊治療休暇） 第12条の7 （略） 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 （略） 第13条～第13条の3 （略） （子育て部分休暇） 第13条の4 教育委員会は、職員（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（第16条の2において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）</u>）が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。 2・3 （略） 第14条 （略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第14条の2 （略） 2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 （略） 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の

改 正	現 行
ある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、<u>及び前2項</u> _____中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 第14条の3・第15条 （略） （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第15条の2 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 <u>教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> 3 <u>教育委員会は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> 第15条の3 教育委員会は、<u>介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> （読替規定）	ある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 第14条の3・第15条 （略） （新設） （新設） （読替規定）

改 正	現 行																																																
第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに<u>前3条</u>の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。 （育児短時間勤務職員等の勤務時間等） 第16条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員の勤務時間等</u>については、別に人事委員会規則の定めるところによる。 第17条・第18条 （略） 別表第1（第6条関係） 新規採用者年次休暇表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用月</th><th>休暇日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>5月</u></td><td>18日</td></tr> <tr><td><u>6月</u></td><td>17日</td></tr> <tr><td><u>7月</u></td><td>15日</td></tr> <tr><td><u>8月</u></td><td>13日</td></tr> <tr><td><u>9月</u></td><td>12日</td></tr> <tr><td><u>10月</u></td><td>10日</td></tr> <tr><td><u>11月</u></td><td>8日</td></tr> <tr><td><u>12月</u></td><td>7日</td></tr> <tr><td><u>1月</u></td><td>5日</td></tr> <tr><td><u>2月</u></td><td>3日</td></tr> <tr><td><u>3月</u></td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 （略）	採用月	休暇日数	<u>5月</u>	18日	<u>6月</u>	17日	<u>7月</u>	15日	<u>8月</u>	13日	<u>9月</u>	12日	<u>10月</u>	10日	<u>11月</u>	8日	<u>12月</u>	7日	<u>1月</u>	5日	<u>2月</u>	3日	<u>3月</u>	2日	第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに<u>前条</u>の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。 （育児短時間勤務職員等の勤務時間等） 第16条の2 <u>育児短時間勤務職員等</u> _____ _____ _____の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。 第17条・第18条 （略） 別表第1（第6条関係） 新規採用者年次休暇表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用月</th><th>休暇日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>2月</u></td><td>18日</td></tr> <tr><td><u>3月</u></td><td>17日</td></tr> <tr><td><u>4月</u></td><td>15日</td></tr> <tr><td><u>5月</u></td><td>13日</td></tr> <tr><td><u>6月</u></td><td>12日</td></tr> <tr><td><u>7月</u></td><td>10日</td></tr> <tr><td><u>8月</u></td><td>8日</td></tr> <tr><td><u>9月</u></td><td>7日</td></tr> <tr><td><u>10月</u></td><td>5日</td></tr> <tr><td><u>11月</u></td><td>3日</td></tr> <tr><td><u>12月</u></td><td>2日</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 （略）	採用月	休暇日数	<u>2月</u>	18日	<u>3月</u>	17日	<u>4月</u>	15日	<u>5月</u>	13日	<u>6月</u>	12日	<u>7月</u>	10日	<u>8月</u>	8日	<u>9月</u>	7日	<u>10月</u>	5日	<u>11月</u>	3日	<u>12月</u>	2日
採用月	休暇日数																																																
<u>5月</u>	18日																																																
<u>6月</u>	17日																																																
<u>7月</u>	15日																																																
<u>8月</u>	13日																																																
<u>9月</u>	12日																																																
<u>10月</u>	10日																																																
<u>11月</u>	8日																																																
<u>12月</u>	7日																																																
<u>1月</u>	5日																																																
<u>2月</u>	3日																																																
<u>3月</u>	2日																																																
採用月	休暇日数																																																
<u>2月</u>	18日																																																
<u>3月</u>	17日																																																
<u>4月</u>	15日																																																
<u>5月</u>	13日																																																
<u>6月</u>	12日																																																
<u>7月</u>	10日																																																
<u>8月</u>	8日																																																
<u>9月</u>	7日																																																
<u>10月</u>	5日																																																
<u>11月</u>	3日																																																
<u>12月</u>	2日																																																

6 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の給料表・新旧対照表

教 育 職 給 料 表 （令和7年度の改定）

※ 「改定額」は附則第2項による号給の切替え後との差

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	199,900		220,700		286,600		<u>348,700</u>	24,800	<u>435,700</u>	22,100
	2	202,200		223,100		288,500		<u>350,200</u>	22,700	<u>437,000</u>	20,600
	3	204,500		225,500		290,400		<u>351,700</u>	20,600	<u>438,200</u>	19,100
	4	206,700		227,900		292,200		<u>353,200</u>	18,500	<u>439,500</u>	17,700
	5	208,900		230,300		294,000		<u>354,600</u>	16,500	<u>440,600</u>	16,400
	6	211,200		232,700		295,900		<u>356,000</u>	14,400	<u>441,700</u>	15,000
	7	213,400		235,100		297,700		<u>357,400</u>	12,300	<u>442,900</u>	13,600
	8	215,600		237,500		299,400		<u>358,800</u>	10,200	<u>444,100</u>	12,200
	9	217,800		239,900		301,100		<u>360,200</u>	8,200	<u>445,400</u>	10,800
	10	220,000		241,500		302,900		<u>361,500</u>	6,100	<u>446,600</u>	9,400
	11	222,200		243,100		304,600		<u>362,800</u>	4,000	<u>447,600</u>	8,000
	12	224,400		244,700		306,200		<u>364,100</u>	2,000	<u>448,700</u>	6,700
	13	226,600		246,300		307,800		365,300		<u>449,900</u>	5,400
	14	228,700		247,800		309,500		366,600		<u>450,700</u>	4,000
	15	230,800		249,200		311,300		367,800		<u>451,500</u>	2,600
	16	232,900		250,600		313,000		369,000		<u>452,400</u>	1,200
	17	235,000		252,000		314,300		370,200		453,300	
	18	236,800		253,200		316,200		371,400		453,800	
	19	238,500		254,400		318,000		372,600		454,300	
	20	240,200		255,600		319,700		373,700		454,800	
	21	241,900		257,000		321,400		374,800		455,300	
	22	243,200		258,200		323,300		376,000		455,800	
	23	244,500		259,500		325,000		377,200		456,300	
	24	245,800		260,800		326,700		378,300		456,800	
	25	247,000		262,100		328,400		379,400		457,300	
	26	248,200		264,000		330,200		380,600		457,800	
	27	249,400		265,800		332,000		381,800		458,300	
	28	250,600		267,600		333,700		382,900		458,800	
	29	251,700		269,300		335,400		384,000		459,300	
	30	252,900		271,500		336,700		385,200		459,800	
	31	254,100		273,700		338,000		386,400		460,300	
	32	255,300		275,900		339,300		387,500		460,800	
	33	256,400		278,100		340,800		388,600		461,300	
	34	257,700		280,300		342,400		389,800		461,800	
	35	259,000		282,500		343,900		391,000		462,300	
	36	260,300		284,600		345,500		392,200		462,800	
	37	261,700		286,600		347,000		393,400		463,300	
	38	263,100		288,500		348,600		394,700		463,800	
	39	264,400		290,400		350,200		395,900		464,300	
	40	265,700		292,200		351,700		397,100		464,800	
	41	267,000		294,000		353,200		398,300		465,300	
	42	268,000		295,900		354,800		399,600			
	43	269,000		297,700		356,400		400,600			
	44	269,900		299,400		357,900		401,700			

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	270,600		301,100		359,400		402,900			
	46	271,400		302,900		361,000		404,100			
	47	272,200		304,600		362,600		405,300			
	48	273,000		306,200		364,100		406,500			
	49	273,800		307,800		365,600		407,600			
	50	274,600		309,500		367,200		408,600			
	51	275,300		311,300		368,800		409,900			
	52	276,100		313,000		370,300		411,100			
	53	276,900		314,300		371,800		412,300			
	54	277,700		316,200		373,200		413,400			
	55	278,500		318,000		374,600		414,500			
	56	279,300		319,700		375,900		415,600			
	57	280,000		321,400		377,200		416,600			
	58	280,600		323,300		378,600		417,800			
	59	281,400		325,000		380,000		419,000			
	60	282,300		326,700		381,300		420,200			
	61	283,100		328,400		382,400		420,800			
	62	283,700		330,200		383,800		421,600			
	63	284,500		332,000		385,100		422,300			
	64	285,200		333,700		386,400		422,800			
	65	286,200		335,400		387,600		423,100			
	66	287,000		336,700		388,900		423,400			
	67	287,800		338,000		390,000		423,800			
	68	288,500		339,300		391,200		424,200			
	69	289,200		340,800		392,400		424,500			
	70	290,000		342,300		393,500		424,900			
	71	290,800		343,800		394,700		425,200			
	72	291,500		345,300		395,900		425,500			
	73	292,200		346,700		397,300		425,800			
	74	292,900		348,200		398,300		426,200			
	75	293,600		349,700		399,300		426,500			
	76	294,200		351,200		400,300		426,800			
	77	294,800		352,600		401,200		427,100			
	78	295,500		354,100		402,200		427,400			
	79	296,200		355,600		403,300		427,700			
	80	296,800		357,100		404,400		427,900			
	81	297,400		358,500		405,100		428,100			
	82	298,100		359,800		406,000		428,400			
	83	298,800		361,100		406,900		428,700			
	84	299,500		362,300		407,800		428,900			
	85	300,200		363,500		408,600		429,100			
	86	301,000		364,700		409,400		429,400			
	87	301,700		365,900		410,200		429,700			
	88	302,400		367,000		411,000		429,900			

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	303,100		368,100		411,600		430,100			
	90	304,000		369,200		412,300		430,400			
	91	304,800		370,300		413,000		430,700			
	92	305,600		371,400		413,700		430,900			
	93	306,100		372,500		414,300		431,100			
	94	306,900		373,700		414,800		431,400			
	95	307,700		374,800		415,200		431,700			
	96	308,500		375,900		415,500		431,900			
	97	309,200		376,900		415,800		432,100			
	98	310,000		377,900		416,100		432,400			
	99	310,800		378,800		416,400		432,700			
	100	311,500		379,700		416,600		432,900			
	101	312,300		380,500		416,800		433,100			
	102	313,200		381,500		417,100		433,400			
	103	314,100		382,400		417,400		433,700			
	104	314,900		383,300		417,600		433,900			
	105	315,500		384,100		417,800		434,100			
	106	316,300		385,000		418,100		434,400			
	107	317,100		385,900		418,400		434,700			
	108	317,900		386,800		418,600		434,900			
	109	318,600		387,600		418,800		435,100			
	110	319,000		388,600		419,100					
	111	319,400		389,500		419,400					
	112	319,900		390,400		419,600					
	113	320,400		391,000		419,800					
	114	320,800		391,900		420,100					
	115	321,300		392,800		420,400					
	116	321,700		393,700		420,600					
	117	322,200		394,500		420,800					
	118	322,700		395,200		421,100					
	119	323,100		396,000		421,400					
	120	323,600		396,800		421,600					
	121	324,100		397,400		421,800					
	122	324,500		398,100		422,100					
	123	325,000		398,800		422,400					
	124	325,500		399,400		422,600					
	125	326,100		400,000		422,800					
	126	326,400		400,700		423,100					
	127	326,700		401,200		423,400					
	128	327,000		401,800		423,600					
	129	327,200		402,400		423,800					
	130	327,500		403,000		424,100					
	131	327,800		403,500		424,400					
	132	328,000		404,000		424,600					
	133	328,200		404,300		424,800					
	134	328,400		404,600		425,100					
	135	328,600		404,900		425,400					
	136	328,900		405,200		425,600					

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	137	329,200		405,500		425,800					
	138	329,400		405,800							
	139	329,700		406,100							
	140	330,000		406,400							
	141	330,200		406,700							
	142	330,400		407,000							
	143	330,700		407,300							
	144	330,900		407,600							
	145	331,200		407,800							
	146	331,400		408,100							
	147	331,700		408,400							
	148	332,000		408,600							
	149	332,200		408,800							
	150	332,400		409,100							
	151	332,700		409,400							
	152	333,000		409,600							
	153	333,200		409,800							
	154	333,400		410,100							
	155	333,700		410,400							
	156	334,000		410,600							
	157	334,200		410,800							
	158	334,400		411,100							
	159	334,700		411,400							
	160	335,000		411,600							
	161	335,200		411,800							
	162	335,400		412,100							
	163	335,700		412,400							
	164	336,000		412,600							
	165	336,200		412,800							
	166			413,100							
	167			413,400							
	168			413,600							
	169			413,800							
	170			414,100							
	171			414,400							
	172			414,600							
	173			414,800							
	174			415,100							
	175			415,400							
	176			415,600							
	177			415,800							
	178			416,100							
	179			416,400							
	180			416,600							
	181			416,800							
	182			417,100							
	183			417,400							
	184			417,600							

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	185			417,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		238,500		279,200		301,400		330,000		411,900	

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
 〈本則関係〉

改 正	現 行
第1条～第7条の2（略） （削除） （扶養手当）	第1条～第7条の2（略） （扶養手当） （新設）
第8条（略）	第8条（略）
2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （削除） (1)～(4)（略） (5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。）	2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)～(5)（略） (6) 心身に著しい障害がある者（第1号から第5号までに該当する者を除く。）
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。	3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、7,400円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち1人については1万200円（職員に配偶者がいない場合にあっては、1万5,200円）とし、扶養親族たる子が2人以上ある場合についてはそのうち1人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族においては、1人につき7,000円とする。 (1) 扶養親族たる子が2人ある場合 1万1,000円 (2) 扶養親族たる子が3人以上ある場合 そのうち1人については1万1,000円、その他の子については1人につき1万2,000円
4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、7,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	（新設）

改 正	現 行
第9条 削除	第9条 <u>新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</u> (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）</u> (3) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</u> (4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u>

改 正	現 行
(地域手当) 第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額とする。 3 (略) 第9条の3 (略) (住居手当) 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を	3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)</u>及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1項第1号に該当する場合を除く。)</u> (地域手当) 第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.35</u>を乗じて得た額とする。 3 (略) 第9条の3 (略) (住居手当) 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____ _____が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を

改 正	現 行
借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第 9 条の 5 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (次項及び第 5 項において「<u>運賃等相当額</u>」という。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) (略) (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額<u>の合計額</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____、第 1 号に定める額又は前号に定める額	借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第 9 条の 5 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「<u>運賃等相当額</u>」という。)。ただし、<u>運賃等相当額</u>を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下「<u>1 箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。)) が 4 万 5,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と 4 万 5,000 円との差額から 300 円を差し引いた額 (その額と 4 万 5,000 円との差額の 2 分の 1 が 300 円に満たないときは、その額と 4 万 5,000 円との差額の 2 分の 1) を 4 万 5,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (2) (略) (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額 (1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額 (以下この号において「<u>合計額</u>」という。)) が 4 万 5,000 円を超えるときは、前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から 300 円 (合計額と 4 万 5,000 円との差額の 2 分の 1 が 300 円に満たないときは、合計額と 4 万 5,000 円との差額の 2 分の 1) を差し引いた額とする。)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

改 正	現 行
4 前項の規定は、新たに _____給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等_____ _____を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 6～9 （略） （単身赴任手当） 第9条の6 （略） 2 （略） 3 新たに _____給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____	4 前項の規定は、<u>教育委員会の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き</u>続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等<u>でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 （新設） 5～8 （略） （単身赴任手当） 第9条の6 （略） 2 （略） 3 <u>教育委員会の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き</u>続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人

改 正	現 行
_____その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) 第 9 条の 7 ～第 13 条の 3 (略) (教員特殊業務手当) 第 13 条の 4 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する副校長、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。以下同じ。） 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表の 1 級、2 級又は 3 級であるものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の度が著しいものであつて、その負担の度が人事委員会規則で定める度に及ぶときに支給する。 (1)～(4) (略) (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で<u>神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が人事委員会と協議して定める日に行うもの 2 (略) 第 13 条の 5 ～第 17 条の 2 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第 17 条の 3 前 3 条の場合において、職員が _____在宅勤務等手当、 _____へき地手当、 _____定 時制通信教育手当又は _____産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 第 18 条 (略) (管理職員特別勤務手当) 第 18 条の 2 _____管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をし	_____事委員会規則で定める職員に限る。）その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) 第 9 条の 7 ～第 13 条の 3 (略) (教員特殊業務手当) 第 13 条の 4 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する副校長、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。以下同じ。） 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表の 1 級、2 級又は 3 級であるものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の度が著しいものであつて、その負担の度が人事委員会規則で定める度に及ぶときに支給する。 (1)～(4) (略) (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で<u>教育委員会</u> _____が人事委員会と協議して定める日に行うもの 2 (略) 第 13 条の 5 ～第 17 条の 2 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第 17 条の 3 前 3 条の場合において、職員が第 9 条の 7 の規定による在宅勤務等手当、第 15 条に規定するへき地手当、第 20 条の 4 に規定する定 時制通信教育手当又は第 21 条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 第 18 条 (略) (管理職員特別勤務手当) 第 18 条の 2 第 7 条の 2 に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した

改 正	現 行
第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第20条の2～第21条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第21条の2 第8条 _____ _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第22条・第22条の2 (略) (会計年度任用職員の給料及び手当) 第22条の3 (略) 2～4 (略) 5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給す	第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第20条の2～第21条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第21条の2 第8条、第9条、第9条の4及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第22条・第22条の2 (略) (会計年度任用職員の給料及び手当) 第22条の3 (略) 2～4 (略) 5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当 _____、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給す

改 正	現 行
る。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。 6～8 (略) 第23条～第29条 (略)	る。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。 6～8 (略) 第23条～第29条 (略)

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

〈附則第7項関係〉

改 正	現 行																		
第 1 条～第26条 （略） （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例） 第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第 1 条～第26条 （略） （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例） 第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第21条の 2</td><td>第 8 条_____</td><td>第 8 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6</td></tr><tr><td></td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	第21条の 2	第 8 条_____	第 8 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6		_____	_____	<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第21条の 2</td><td>第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4 及び第 15 条</td><td>第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6</td></tr><tr><td></td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	第21条の 2	第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4 及び第 15 条	第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6		_____	_____
(略)	(略)	(略)																	
第21条の 2	第 8 条_____	第 8 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6																	
	_____	_____																	
(略)	(略)	(略)																	
第21条の 2	第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4 及び第 15 条	第 8 条、第 9 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6																	
	_____	_____																	
第28条～第34条 （略）	第28条～第34条 （略）																		

7 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第5条（略） （給与条例の適用除外等） 第6条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第8条まで、第9条の4及び第16条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。 第7条（略）	第1条～第5条（略） （給与条例の適用除外等） 第6条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4及び第16条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。 第7条（略）

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第6条（略） （給与に関する特例） 第7条（略） 2・3（略） （削除） （給与条例の適用除外等） 第8条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第8条まで及び第9条の4の規定並びに学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「学校職員給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2、第8条、第9条の4及び第20条の3から第21条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第16条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定	第1条～第6条（略） （給与に関する特例） 第7条（略） 2・3（略） 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> （給与条例の適用除外等） 第8条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4及び第16条の規定並びに学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「学校職員給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4、第20条及び第20条の3から第21条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定

8 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 21 年神奈川県条例第 28 号）新旧対照表

改 正	現 行												
第 1 条 （略） （委員会の設置） 第 2 条 次の表の左欄に掲げる地方独立行政法人ごとに同表の右欄に掲げる一の神奈川県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。 <table border="1"> <tr> <th>地方独立行政法人</th><th>委員会</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>地方独立行政法人神奈川県立福祉機構</u></td><td><u>神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会</u></td></tr> </table> 第 3 条～第 8 条 （略）	地方独立行政法人	委員会	（略）	（略）	<u>地方独立行政法人神奈川県立福祉機構</u>	<u>神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会</u>	第 1 条 （略） （委員会の設置） 第 2 条 次の表の左欄に掲げる地方独立行政法人ごとに同表の右欄に掲げる一の神奈川県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。 <table border="1"> <tr> <th>地方独立行政法人</th><th>委員会</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（新設）</td><td></td></tr> </table> 第 3 条～第 8 条 （略）	地方独立行政法人	委員会	（略）	（略）	（新設）	
地方独立行政法人	委員会												
（略）	（略）												
<u>地方独立行政法人神奈川県立福祉機構</u>	<u>神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会</u>												
地方独立行政法人	委員会												
（略）	（略）												
（新設）													